○蓮田市職員倫理規程

平成29年５月18日訓令第７号

蓮田市職員倫理規程

（目的）

第１条　この訓令は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）が全体の奉仕者として自覚すべき事項、入札談合等関与行為の防止に関して遵守すべき事項、公費支出事務の処理に当たって留意すべき事項、関係業者等との接触に関して遵守すべき事項等を定めることにより、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において「公費支出事務」とは、歳出予算の執行に関する事務をいう。

２　この訓令において「関係業者等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）　当該職員の職務に利害関係のある業者（営利を目的として事業を行うもの（業者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）をいう。次号において同じ。）及び個人（個人の集合体であって法人格を有しないものを含む。次号において同じ。）

（２）　職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人

（３）　設立に行政庁の認可等を要する法人で市の行政運営と関係を有するものの役員及び職員

（全体の奉仕者としての自覚）

第３条　職員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを強く自覚し、公共の利益のために勤務しなければならない。

２　職員は、法その他の関係法令等に従い、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

３　職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

４　職員は、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務又はその地位を私的な利益のために用いてはならない。

（入札談合等関与行為の禁止）

第４条　職員は、次に掲げる入札談合等関与行為をしてはならない。

（１）　事業者若しくは事業者団体の働きかけに応じ、又はこれらの者に自ら働きかけ、受注者を指名し、又は受注を希望する業者名を教示し、若しくは示唆すること。

（２）　事業者又は事業者団体に対して、公開していない予定価格を漏えいすること。

（３）　事業者又は事業者団体以外の第三者の求めに応じて、公開していない予定価格を漏えいすること。

（４）　入札談合等を容易にすることを目的として、指名競争入札において、事業者若しくは事業者団体からの依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、特定の事業者を入札参加者として指名すること。

（５）　入札談合等を容易にすることを目的として、事業者若しくは事業者団体からの依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、分割発注を実施し、発注基準を引き下げる等、発注方法を変更すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、入札談合等に関与する行為であって、入札等の公正を害すべき一切の行為を行うこと。

（公費支出事務処理上の留意事項）

第５条　職員は、公費支出事務の処理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　公金は、市民から納付された税金その他の貴重な財源で賄われていることに留意し、効率的な執行に努めること。

（２）　安易に前例又は慣習を踏襲することなく、常に適正な執行に努めること。

（３）　旅費、食糧費等の事務的経費については、特に市民に不信又は誤解を与えることのないよう、厳正な執行に努めること。

（４）　補助金については、手続が形骸化しないよう、蓮田市補助金等交付規則（平成12年蓮田市規則第41号）に基づき適正な事務処理に努めること。

（５）　地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方財政法（昭和23年法律第109号）、蓮田市予算事務規則（昭和39年蓮田市規則第９号）、蓮田市会計規則（昭和39年蓮田市規則第12号）等に定める公費支出に関する諸規定について、正確な知識の習得に努めること。
（６）　管理又は監督の立場にある職員は、適正な事務処理が行われるよう常に注意を払うこと。

（関係業者等との接触に関する禁止事項）

第６条　職員は、関係業者等との接触に関し、次に掲げる行為（家族関係等に基づく私生活面における行為であって職務に関係のないものを除く。）をしてはならない。

（１）　関係業者等から飲食物の提供を受けること。
（２）　関係業者等と会食（職務によるものを除く。）をすること。
（３）　関係業者等と遊技（ゴルフ等のスポーツを含む。）又は旅行（職務によるものを除く。）をすること。
（４）　関係業者等から転任、海外出張等に伴うせん別等を受けること。
（５）　関係業者等から中元、歳暮、年賀等の贈答品を受けること。
（６）　関係業者等から金銭（祝儀等を含む。）、商品券、物品等の贈与を受けること。
（７）　自らが負担すべき債務を関係業者等に負担させること。
（８）　関係業者等から適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
（９）　関係業者等から適正な対価を支払わずに不動産、物品、会員権等の貸与を受けること。
（10）　前各号に掲げるもののほか、関係業者等から一切の利益又は便宜の供与を受けること。

（適用除外）

第７条　前条の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（１）　関係業者等が主催する公式行事としての定期総会、賀詞交歓会等に職務上の必要性から出席する際に、飲食物等の提供を受ける場合
（２）　社会一般の接遇として容認される茶菓子等の提供を受ける場合
（３）　広く一般に配布される宣伝広告用の物品であるタオル、カレンダー、手帳、ボールペン等の提供を受ける場合
（４）　職員の親、兄弟等の親族の葬儀の際に、一般相当額の香典、花輪等の供え物を受ける場合

（官公庁等との接触）

第８条　職員は、官公庁の職員又は特別の法律により設立された法人で国若しくは地方公共団体が出資しているものの役員若しくは職員と接触する場合については、第６条の規定の趣旨に配慮の上、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（所属長の責務）

第９条　所属長は、管理監督者としての責務を自覚し、自らが所属職員の模範となるよう率先垂範に努めなければならない。

２　所属長は、職場において、この訓令が遵守されるよう、所属職員に対する指導及び監督に細心の注意を払うとともに、絶えず注意を喚起するよう努めなければならない。

（実情調査）

第10条　所属長は、職員にこの訓令に違反するおそれのある行為があったと認められる場合は、直ちに実情を調査し、その結果を市長に報告するものとする。

（違反した者に対する処分等）

第11条　任命権者は、前条の調査の結果、何らかの措置をとることが必要であると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、法第29条第１項の懲戒処分又は訓告、注意その他人事管理上必要な措置を厳正に講ずるものとする。

２　この訓令に違反する行為があったと認められる職員から退職の申出があった場合において、その職員を懲戒処分に付すことにつき相当の理由があると認めるときは、退職の承認を留保し、前項に規定する措置を講ずるものとする。

（その他）

第12条　この訓令に定めるもののほか、職員の倫理に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。